

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、
翌日)

鳥取県告示第千百三十二号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

◇告

示 保険医等の登録

国土調査の成果の認証

土地改良区の役員の就退任

土地改良法による換地計画の適否の決定

数人が共同して行う土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定（二件）

保安林の指定予定

土地区画整理事業の終了の認可（二件）

林業改良指導員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第千百三十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
丸山留理子	鳥薬第五〇五号	昭和五十七年十月二十二日
吉村禎二	鳥医第二、八四三号 鳥医第二、八四四号	" "

大栄町	泊村	昭和五十五年 度及び昭和五 十六年度	調査を行つた者 の名称	成 果 の 名 称	地 域	調査を行つた た時期
			泊村（大字原、大 字園、大字石脇の 各一部）の地籍図 及び地籍簿			
十七年度	昭和五十六年 度及び昭和五 年	大栄町（大字由良 宿及び大字西園の 各一部）の地籍図 及び地籍簿	泊村大字原、 大字園、大字 石脇の各一部	泊村大字原、 大字園、大字 石脇の各一部	昭和五十七年	十一月九日
		大栄町 大字由 良宿、大字西 園の各一部	"			認証年月日

鳥取県告示第千百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事
平
林
鴻
三

退任した役員の氏名及び住所

理事 久本 温彦 八頭郡智頭町大字西宇塚四五

大字真鹿野六七

大字大屋一五三

谷口泰一
久男政信
小林矢部

就任した役員の氏名及び住所

昭和五十七年七月二十八日退任

大字河津原一四二
大字横田一二三
今倉 務次 明

長石 治郎	大字早瀬八五一一
柴田富美夫	大字奥本五四二
久本 一臣	大字大背一二一六
柏原 嗣雄	大字東字塚二四二
" " "	" " "

林田 俊	宮内 傅市	大字穂見二三八
稻塚 儀一	徳永 裕之	大字埴師一五五
栗田 隆弘	小川 明	大字木原八四
今倉 務次	"	大字野原二一一
"	"	大字河津原一四五
"	"	大字横田一二三
昭和五十七年八月五日就任 任期三年		

鳥取県告示第千百三十五号
昭和五十七年八月十一日付けで関金町から申請のあつた黒谷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 細議の申出

昭和五十七年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所
関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百三十六号

昭和五十七年九月四日付けで東伯郡東伯町大字徳万五五八一一松田真作ほか二十五人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規約については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書及び規約の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 細議の申出

昭和五十七年十一月十七日から二十日間
東伯町役場

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百三十八号

昭和五十七年十月一日付けで日南町から申請のあつた土地改良（阿毘縁地区農地造成）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十七年九月二十九日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（伏野地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千百三十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土砂の流出の防備

2 指定の目的

神福字大原奥二〇一五、上萩山字桐ヶ谷田一二三四、一二四五、福万来字坊ノ奥山八〇一、日野町福長字堂ノマヘ五四四

印賀字下モ鉢山二〇八の一、福万来字坊ノ奥山八〇一、八〇九の一、
日野町福長字井ノ原山西平ラ一一八二の一六、字家ノ上ヘ五一六の一、
字堂ノ上エ五五四（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町神福字大原ノ上二〇二六、字塩滝山二〇六九の八六、

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町大倉字森原一四〇二、一四〇三の一から一四〇三の三まで、字落シ平一五二七、福岡字小正谷下八五七、字百田平八九八の二、字柄ノ木九〇〇の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

四 1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字宮ノ前四二八の三

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(2) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字野添字芋ガ平ル四七二、四七三、三朝町大字恩地

字若谷三九九から四〇四まで、四〇五の一、四〇五の二、四〇六の四

から四〇六の六まで、四〇七、四〇八、倉吉市福庭字大山七二三、字

堂山七九六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

6 1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市湯所町一丁目七七四から七七六まで、気高郡鹿野町大字末用

字熊ノ頭二六〇、字赤坂北平二一一〇

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができます立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

7 1 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字舛口四三五八の一から四三五八の三まで、

四三五八の五、四三五八の六、四三五九の一、四三五九の八、四三五

九の一四、四三五九の一五、字下南谷一一、一二二、字矢原道ノ下

一〇七、一〇九の一、一〇九の二、一一〇、字上南谷三九六九の一、

三九六九の三、三九七〇、八頭郡河原町大字釜口字奥医王谷一四七五

から一四七八まで、一四七九の一、一四八六、一四八七の一、一四八

七の二

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

八 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字津野字東大平七一五の一、七一六の一、七一六の

二、七一八の一から七一八の三まで、七二二、智頭町大字智頭字新田

二四五、二四六四、二四六五、大字宇波字迎谷八六七、八六八、八

七〇から八七三まで、八七五から八七八まで、若桜町大字中原字下モ

谷一〇九四、一〇九四の一、一〇九五、一〇九八、一〇九九、一〇

〇の一、一一〇〇の一七から一一〇〇の一九まで、一一〇一の一五、

一一〇三から一一〇八まで、字奥下ノ谷四七二、四七二の一、四七四、

四七五の一、字上ミノ谷一一六、一一四七、一一四八、一一五二、

一一五三、大字大野字加地向上六〇四、六一二

鳥取県告示第千百四十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十一月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

第一工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和四十八年九月三十日まで

第二工区

3 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」及び「次の図」は、省略し、その関係書類及び図面を鳥取県農林水産部造林課並びに倉吉市役所、鳥取市役所、日南町役場、日野町役場、溝口町役場、名和町役場、関金町役場、三朝町役場、鹿野町役場、河原町役場、佐治村役場、智頭町役場及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

昭和57年11月16日 火曜日

鳥取県公報

昭和四十七年三月二十四日から昭和五十二年三月三十日まで
第三工区

二 事業施行期間
第一工区

昭和四十七年三月二十四日から昭和五十五年三月三十日まで

三 施行地区
第一工区 米子市永江の一部

第二工区
昭和四十七年十一月一日から昭和五十四年三月三十日まで

三 施行地区
第一工区 米子市永江の一部

第二工区 米子市永江の一部
第三工区 米子市永江及び青木の各一部

第二工区 米子市永江の一部
第三工区 米子市永江の一部

四 土地区画整理事業の名称
青木団地土地区画整理事業

四 土地区画整理事業の名称
青木団地第二土地地区画整理事業

五 施行認可の年月日
昭和四十七年三月二十三日

五 施行認可の年月日
昭和四十七年十一月二十四日

六 終了認可の年月日
昭和五十七年十一月九日

六 終了認可の年月日
昭和五十七年十一月九日

鳥取県告示第千百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

のとおりである。

昭和五十七年十一月十六日

昭和57年11月16日

公 告

昭和57年10月22日実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称
鳥取県住宅供給公社

長谷川剛司 一本木孝史 江角淳 本田耕吉 矢田貝茂 洞下健一
伊藤 賢 植村甲二郎 清水文彦 谷俊徳 菅原基晴 山見敏雄